

全塾ゼミナール委員会規約

2020年1月10日発効

第1章 総則

第1条 本会は、各委員会に所属する研究会生の学術的活動並びに友好的交流の支援により他学部他学科間の相互理解・相互連携を通して慶應義塾大学のアカデミズムの興隆に寄与することを目的とする。

第2条 本会は、各委員会と情報交換を効率的に行えるという特徴を活かし、全ての研究会生全体にとって利益となる活動行う学生団体である。

第3条 この規約において本会とは全塾ゼミナール委員会をいう。

②この規約において各委員会とは下に掲げる各学部・学科ゼミナール委員会をいう。

- 一 文学部人文社会学科社会学専攻ゼミナール委員会
- 二 文学部人文社会学科人間科学専攻ゼミナール委員会
- 三 経済学部ゼミナール委員会
- 四 法学部法律学科ゼミナール委員会
- 五 法学部政治学科ゼミナール委員会
- 六 商学部ゼミナール委員会

③この規約において各研究会とは前項における各委員会に所属する研究会を指す。

④この規約において本会構成員とは、本会委員長、副委員長、財務役、その他委員のことを指す。

⑤この規約において本会委員とは、本会委員長を除く本会構成員のことを指す。

⑥この規約において本会会費とは、各委員会に所属する三・四年生の研究会生から拠出される本会運営費及び本会繰越金のことである。

⑦この規約において本会ルームとは三田学生団体ルーム第33番室をいう。

⑧この規約において三役とは本会委員長、副委員長、財務役のことをいう。

第4条 本会の活動は、その性質に鑑み各委員会の承認のもとに行わなければならない。

②本会の構成員は、各研究会全体の利益を念頭に活動を行う。

第2章 業務

第5条 本会の業務は以下に掲げるものである。

- 一 全塾ソフトボール大会の開催運営
- 二 塾長杯運営の協力
- 三 講演会担当者会議の招集及び運営
- 四 業界講演会の開催及び運営
- 五 三田祭における他学部入ゼミ案内
- 六 各委員会入ゼミ説明会における他学部入ゼミ案内
- 七 研究会総覧のWEB上での更新

## 全塾ゼミナール委員会

- 八 各委員会との相互連絡及び相互協力
- 九 前期・後期全塾総会の主催と運営
- 十 委員長会議及び臨時委員長会議の開催と運営

### 第3章 各担当

第6条 本会は、本会の業務を円滑に遂行するため、委員長、副委員長、財務役の他に各担当を定める。

第7条 本会構成員は、自らの担当業務に関して責任を負う。

第8条 各担当者はその職務の執行に関して生じた全ての事項について責任を負う。

第9条 広報担当とは、各研究会生が本会の提供するサービスを得る機会を増やすために、情報提供を行う役職である。

第10条 入ゼミ担当とは、他学部・他学科の各研究会へ入会を希望する者が研究会を選ぶにあたり十分な判断材料を得ることができるよう、情報提供を行う役職である。

第11条 企画とは、他学部、他学科間の研究会生の交流を促進するために、全塾ソフトボール大会の企画及び運営を行う役職である。

第12条 講演会担当とは、各研究会生が各業界の方向性、将来性を知り、将来に対するビジョンを確立するために業界講演会の企画及び運営、及び第1回講演会担当者会議の招集を行う役職である。

②講演会担当者会議とは、各講演会担当者が各委員会主催講演会及び本会主催業界講演会の日程や講演者を調整するための情報共有の場である。

③講演会担当者会議の議長は第1回講演会担当者会議において選出される。

④講演会担当者会議における決定は各委員会及び本会の承認をもってその効力を発する。

### 第4章 組織

第13条 本会は委員長会議を設置する権能を有する。

### 第5章 委員長会議

第14条 委員長会議は本会の活動を決定する最高意思決定機関である。

第15条 委員長会議は、第8条に掲げる本会の各業務及び新規業務の執行方針に対して審議を行う。

第16条 各委員会委員長は、委員長会議において、各委員会の意思が反映される決議を行う。

## 全塾ゼミナール委員会

- 第17条 各委員会での承認に基づかない各委員会委員長の決議は、これを仮の意思表示とみなす。
- 第18条 前項の仮の意思表示は、直近の各委員会での承認が得られなければ、これを無効とする。
- 第19条 委員長会議は本会委員長、本会副委員長、財務及び各委員会委員長を構成員とする。
- 第20条 委員長会議は、原則毎月1回開催される。但し、大学の休業期間中はその限りではない。
- 第21条 委員長会議は本会委員長により招集される。
- ②本会委員長は各委員会委員長に対し委員長会議開催日の7日前までに委員長会議開催日程及び開催場所を通知しなければならない。
- ③本会委員長は各委員会委員長に対して委員長会議開催日の前日までにその議題を通知しなければならない。
- 第22条 委員長会議における議長は本会委員長がこれを行う。但し、本会委員長が委員長会議を欠席する場合は、本会副委員長が議長を代行する。
- 第23条 委員長会議構成員は委員長会議に参加する義務を負う。但し、やむをえず欠席する場合は当該ゼミナール委員会委員がこれを代行する。
- ②前項における代行を行う際には、各委員会委員長は当該ゼミナール委員会委員に対し、委任状を付託しなければならない。
- 第24条 委員長会議において、各委員会委員長は一票の議決権、動議権及び議案提出権を有する。
- 第25条 委員長会議において、本会委員長は動議権及び議案提出権を有する。但し、議決権は持たない。
- 第26条 委員長会議の議決は各委員会委員長の過半数の賛成による。
- 第27条 委員長会議の日程通知後、以下に掲げる事態が生じた場合、委員長会議は延期される。
- 一 委員長会議構成員のうち過半数が欠席の見通しとなった場合。
  - 二 各委員会委員長のうち過半数が委員長会議の延期を要請した場合。
- 第28条 本会副委員長は委員長会議議事について議事録を作成する。
- ②議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載する。
- 第6章 委員長・副委員長

## 全塾ゼミナール委員会

- 第29条 本会委員長は本会が行う業務の執行について包括的な責任を負う。
- 第30条 本会副委員長は本会委員長の補佐を行う。
- 第7章 財務役
- 第31条 本会財務役は、本会の会計、において責任を負う。
- 第8章 罷免
- 第32条 本会委員長は、委員長会議または臨時委員長会議における議決により本会委員長職を解かれる。
- 第33条 本会委員長に対し、本会委員の過半数の罷免要請がなされた場合、本会委員長は委員長職を解かれる。
- 第34条 本会委員長が本会委員長職を解かれた場合は、本会副委員長が本会委員長職を引き継ぐ。
- 第35条 前条において本会副委員長が本会委員長職についた場合、本会は新たに本会副委員長を選出しなければならない。
- 第36条 本会委員長が、本会委員についてその任に堪えられないと判断した場合これを罷免することができる。
- ②本会委員が罷免された場合、当該委員が所属するゼミナール委員会ではできるだけ速やかに新たに本会委員後任者を選出しなければならない。
- 第9章 辞任
- 第37条 本会委員長職を辞任したものは、本会委員として残留することができる。
- ②本会委員長が本会委員長職を辞任した場合、本会副委員長が本会委員長職を継ぐ。
- ③本会副委員長が、本会委員長職についた場合、本会は新たに本会副委員長を選出しなければならない。
- 第10章 会計
- 第38条 本会の収入は、本会会費による。
- 第39条 本会の会計期間は、5月1日から4月30日までとする。
- 第11章 引継ぎ
- 第40条 引継ぎの際には、以下の各号に掲げるものを引き渡さなければならない。
- 一 本会印
  - 二 本規約
  - 三 本会名義の普通預金通帳

## 全塾ゼミナール委員会

- 四 キャッシュカード
- 五 財務帳簿
- 六 銀行印

第41条 次期本会委員長は引継ぎ終了後直ちにその旨を各委員会に通知しなければならない。

第42条 次期本会委員長は引継ぎ終了後直ちに本規約を次期本会委員に配布しなければならない。

### 第12章 情報開示・相互連絡

第43条 本会は各委員会から請求があった場合、本会各業務の事業計画書を提出しなければならない。

### 第13章 改正

第44条 本規約の改正は、委員長会議または臨時委員長会議において発議される。

第45条 本規約を改正するに当たっては本会が改正草案を作成し、委員長会議または臨時委員長会議において承認をもって本規約は改正される。

第46条 本規約改正にあたっては、新規約が承認された時点からその効力を発する。